

議案第26号

権利の放棄（補助金返還額の減額）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 権利放棄の内容

株式会社トリカフーズの加工施設等の整備に関し、県が琴浦町（旧東伯町）に交付した間接補助金のうち交付要件を満たさなくなったことにより返還が必要となった額と、株式会社トリカフーズの破産に係る琴浦町への最後配当額との差額について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

67,994,449円

3 相手方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町

4 理由

補助金返還が不能となった直接の原因は事業主体の破産によるものであり、琴浦町の責に帰すことはできないため、権利を放棄しようとするものである。